

提 起 才

協定項目 2 2 地域審議会について

地域審議会について、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 6 月 2 9 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

地 域 審 議 会 に つ い て

大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村の区域ごとに、
地域審議会を設置する。

地域審議会の概要

合併に際して、それぞれの地域の住民の意見を、新市の施策に反映するために、次のとおり「地域審議会」を設置します。

1 設置

6町村(大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村)の区域ごとに、地域審議会を置く。

2 設置期間

平成17年4月1日から10年とする。

3 所掌事務

(1) 地域審議会は、市長の諮問に応じ、それぞれの区域に係る次に掲げる事項を調査審議する。

新市建設計画の変更に関する事項

新市建設計画の執行状況に関する事項

新市の基本構想その他これに類する計画の策定又は変更に関する事項

その他市長が必要と認める事項

(2) 地域審議会は、それぞれの区域に関する事項で必要と認めるものを調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 組織

(1) 委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

学識経験を有する者

公共的団体を代表する者

【例】ア 自治会を代表する者

イ 農林水産業団体、商工業団体に属する者

ウ 青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者

エ 教育に関係する者

オ 社会福祉に関係する者 など

当該区域に住所を有する者、当該区域に事業所等を有する者又は事業所等に勤務する者のうち、公募により選出された者

(2) 委員の任期は、2年とする。

地域審議会のイメージ図

